

信州大学経法学部と慶應義塾大学大学院法務研究科の連携協力に関する協定書

信州大学経法学部（以下「甲」という。）と慶應義塾大学大学院法務研究科（以下「乙」という。）は、教育・研究能力向上のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が教育・研究に関して相互に連携協力を行い、甲及び乙に所属する学生に対する教育及び教員の研究の充実発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、研究交流、法教育の充実（法曹コースの設置を含む）等を推進する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の6か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めるものの他、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

2019年7月24日

甲：長野県松本市旭3丁目1番1号
信州大学経法学部
経法学部長

山沖義和



乙：東京都港区三田2丁目15番45号
慶應義塾大学大学院法務研究科
法務研究科委員長

比呂功

